

## CLUB BALL MASTERY 規約

- 第一条 本クラブは『CLUB BALL MASTERY(クラブボールマスター)』と称する  
第二条 本クラブ連絡場所は代表者宅とする。  
第三条 本クラブは会員全員、スポーツ保険加入とする。  
第四条 本クラブはサッカーを通じてスポーツ精神向上と体力の増進をはかり、  
サッカーの基本的技術を身につけさせ、会員の友愛と信義を厚くし  
相互の交流をはかることを目的とする。  
第五条 本クラブ会員資格は小学一年生から中学三年生とし、紹介またはスカウト  
などにより向上心を持った選手が本クラブに入会できるとする。  
また、入会に際して保護者の承諾を得た上で入会届に保護者の記入、  
押印のうえ申し込みしなければならない。  
第六条 (1)入会に際して、入会金(本クラブ指定練習着代)と入会月の会費を納入とする。  
(ロ)クラブ会費は毎月10日までに当月分を納入とする。  
(ハ)徴収した会費は本クラブ運営費に充当する。  
(ニ)徴収金額は物価指数に応じて変更等する場合はクラブ運営役員会にて  
決定とする。  
第七条 下記の場合は会員としての資格を喪失する。  
(イ)本クラブの品位を著しく落とした場合。  
(ロ)本クラブの統制を乱したり、練習に不熱心な場合。  
(ハ)本クラブ月会費を二ヶ月以上納めなかつた場合。  
第八条 本チームは下記条項を設ける  
(1)練習、指導方針については代表者に委任する。  
(2)練習時の会員の健康診断は保護者の責任において判断とする。  
(3)会員の事故防止には最大の配慮をし、応急処置は行うが、  
練習時の負傷、往復の事故、不慮の災害、駐車場でのトラブルなどには  
一切の責任は負わない。  
(4)本クラブ活動日は毎週火曜日・金曜日・日曜日とし、所属チームに  
迷惑をかけない事を条件とする。(川内中グランド・津田中グランド)  
第九条 本チームは代表者1名、指導者2名、事務・会計1名の役員を置く。  
第十条 本クラブは平成25年4月1日発足とする。  
第十一条 本クラブ規約は発足日からとし、会員の申し出があれば、検討見直しを  
する事とする。  
第十二条 本クラブ特約として、本クラブ役員全員の推薦を得た会員に対しては、  
グランド以外でのトレーニング、社会人サッカー、フットサルへの参加、  
組織チームへの練習会、セレクション等に参加出来るとする。

【代表者】 久次米 康弘  080-3927-6304  
〒771-0203 徳島県板野郡北島町中村字蛇池27-7

【指導者】 相原 凌  090-9554-6131  
〒770-0942 徳島市昭和町8丁目110番地  
坂上 竜也  090-5914-9409  
〒770-0004 徳島市南田宮4丁目3-40-5